

## 土地改良事業共同施行等の印鑑の登録及び証明に関する取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、土地改良事業共同施行等を行う者(以下「施行者」という。)の施行委員長の印鑑の登録及び証明について必要な事項を定める。

### (登録資格)

第2条 施行者は、施行委員長の印鑑を1個に限り登録を受けることができる。ただし、土地改良法第18条第16項の規定に基づく届け出のない施行者は、登録をすることができない。

### (登録印鑑)

第3条 次の各号のいずれかに該当する印鑑は登録できないものとする。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが、一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) その他施行者の施行委員長の印鑑として適当でないもの

### (登録の申請)

第4条 印鑑の登録を受けようとする施行者の施行委員長は、登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、様式第1号による印鑑登録申請書に必要な事項を記載して、市長に申請しなければならない。

### (印鑑の登録)

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請があった場合は、申請書に記載されている事項 その他必要な事項について、審査するものとする。

2 市長は、様式第2号による印鑑登録簿を備え、次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 印 影
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日
- (4) 施行者の名称及び事務所の所在地
- (5) 土地改良事業共同施行等の認可年月日
- (6) 施行委員長の住所及び氏名
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの

### (印鑑証明申請)

第6条 印鑑登録者は、印鑑証明書の交付を申請しようとするときは様式第5号による印鑑証明交付申請書を作成し、正副1通(証明書を2通以上必要とする場合にあっては副本を必要とする証明書の数と同数)を提出するものとする。

(印鑑証明書の交付)

第7条 市長は前条の規定による申請があったときは印鑑登録簿と照合し、当該申請が適正であることを確認の上証明するものとする。

(登録した印鑑の廃止等の届出)

第8条 印鑑の登録を受けた施行者の施行委員長(以下「印鑑登録者」という。)は、当該印鑑を廃止し、又は亡失した場合には遅滞なく様式第3号による登録印鑑廃止(亡失)届を市長に提出しなければならない。

2 印鑑登録者は第5条第3号から第5号までに掲げる事項を変更した場合には、様式第4号による印鑑登録事項変更届により市長に届け出なければならない。

(印鑑登録の抹消)

第9条 市長は次の各号の一に該当するときは当該印鑑の登録を抹消するものとする。

- (1) 第6条第1項の届け出があったとき
- (2) 施行者が解散したとき

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

名 称  
施行委員長

印 鑑 登 録 申 請 書

土地改良事業共同施行の施行委員長の印鑑の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 印 影



2 施行委員長の  
住所及び氏名

3 事務所の所在地

4 土地改良事業共同施行等の認可年月日

様式第2号

印鑑登録簿

共同施行者等の名称		
登録年月日		
事務所の所在地		
変更年月日		
印影		
施行委員長氏名	住所	変更年月日
備考		

様式第3号

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

名 称  
施行委員長

印鑑登録廃止(亡失)届

印鑑を廃止(亡失)したのでお届けします。

記

様式第4号

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

名 称  
施行委員長

印鑑登録事項変更届

登録事項について、次のとおり変更したので、お届けします。

記

1 変 更 事 項

2 変 更 理 由

様式第5号

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

名 称  
施行委員長

印鑑証明交付申請書

のため必要がありますので、下記の印鑑について相違ないことを証明願います。

記

印 鑑		事務所所在地	
		土地改良区等 の名称	
		代表者の資格	
		代表者の氏名	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

浜松市長